

入院するとき

医療費が高額になるとき

「限度額適用(・標準負担額減額)認定証」 をご利用ください

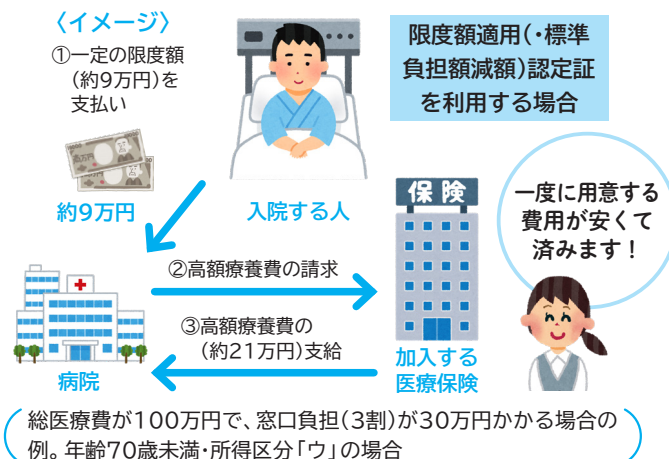
国保年金課 ④43-9314(国保給付について)、④43-9065(後期高齢者医療制度について)

同一月にかかった医療費のお支払いが高額となった場合、申請により、後日、自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。

しかし、高額療養費の払い戻しには受診月から3か月以上かかるため、窓口での支払いは大きな負担になります。

「限度額適用(・標準負担額減額)認定証」を利用すると、同一月の医療機関ごとの窓口での支払いが入院・外来それぞれで自己負担限度額までとなります。

次ページの表の①～⑤、⑦⑧、⑩⑪に該当している人が認定証の交付を受ける場合は申請が必要です。



認定証の申請方法

はじめて認定証の申請をする人

新たに認定証の交付を希望する人は、国保年金課窓口で申請を行ってください。認定証は申請した月の1日から適用になります(月の途中から国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入した場合は、加入日から適用になります)。

認定証の交付対象かどうか不明な場合はお問い合わせください。

認定証をすでに持っている人

認定証の有効期限は7月31日③です

〈国民健康保険加入者〉

認定証を持っている人で、引き続き認定証が必要な場合は、**8月31日(水)まで**に再度申請を行ってください。なお、世帯主や同一世帯の国保加入者に変更があると、適用区分が変更になる場合がありますので、お問い合わせください。

〈後期高齢者医療制度加入者〉

認定証は、8月1日に更新されます。認定証を持っている人には、7月下旬に認定証についてのお知らせを郵送しますので、通知の内容をご確認ください。

認定証の申請に必要なもの

	国民健康保険加入者	後期高齢者医療制度加入者
申請窓口	国保年金課 ⑨番窓口	国保年金課 ⑩番窓口
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ▷対象者本人の国民健康保険証 ▷世帯主および対象者本人のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード ▷来庁者の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など) 	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者本人の ▷後期高齢者医療保険証 ▷マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード ▷本人確認書類

※4年1月2日以降、八戸市に転入した人が世帯内にいる場合は、その人の4年1月1日時点の住所地での課税所得証明書を用意していただく場合がありますので、事前に国保年金課までお問い合わせください。

自己負担限度額(3年8月診療分から)

【国民健康保険(70歳未満)】

要件(区分)(※1) (ここで言う所得とは、「総所得金額等から基礎控除額(43万円)を差し引いた額」のことです。)			自己負担限度額(月額)		過去12か月間の入院期間	入院時の食事にかかる標準負担額(1食)
			過去12か月間で3回目まで	4回目以降		
申請必要	①	所得901万円超 (ア)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円	/	460円
	②	所得600万円超 901万円以下 (イ)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円		
	③	所得210万円超 600万円以下 (ウ)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円		
	④	所得210万円以下 (エ)	57,600円			
⑤	市民税非課税世帯の人 (オ)	35,400円	24,600円	90日以内	210円	
				90日超(※2)	160円	

【国民健康保険(70歳以上)および後期高齢者医療制度】

要件(区分)(※1)			自己負担限度額(月額)			過去12か月間の入院期間	入院時の食事にかかる標準負担額(1食)		
			外来 (個人単位/月)	外来+入院 (世帯単位/月)	過去12か月間で4回目以降				
申請不要	⑥	現役並み所得者 Ⅲ 課税所得690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%		140,100円	/	460円		
申請必要	⑦	現役並み所得者 Ⅱ 課税所得380万円以上	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%		93,000円				
申請必要	⑧	現役並み所得者 Ⅰ 課税所得145万円以上	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%		44,400円				
申請不要	⑨	一般世帯の人	18,000円(※3)	57,600円	44,400円	/	100円		
申請必要	⑩	市民税非課税世帯の人(低所得Ⅱ)	8,000円	24,600円				90日以内	210円
	⑪	市民税非課税世帯の人で、各種所得などから必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する人(低所得Ⅰ)(※4)	8,000円	15,000円				90日超(※2)	160円

(※1)区分の判定は、世帯員の課税・所得状況により行います。申告をしていない場合は、事前に市・県民税の申告が必要です。なお、世帯構成や所得などに変更があった場合、区分は変更となる場合があります。

(※2)過去12か月間に90日を超えて入院している人は、入院日数を確認できる書類(医療機関の領収書など)を添えて、新たに申請する必要があります。

(※3)8月から翌年7月までの外来の自己負担の上限額は144,000円となります。

(※4)年金収入の場合は80万円を控除し、また、給与所得を含む場合は給与所得から上限10万円を控除し所得を計算します。

＼ 10月1日から後期高齢者医療の窓口負担割合が変わります /

10月1日から、医療費の窓口負担割合に「2割」が追加され、「1割」「2割」「3割」の3区分へ変更になります。

一定以上の所得のある人は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担が2割になります。

2割負担へ変更となる人には、9月中に青森県後期高齢者医療広域連合から被保険者証(保険証)が送付されます。

後期高齢者医療被保険者証		有効期限	令和5年 7月31日
被保険者証番号	01234567		
住所	八戸市内丸一丁目1番1号		
氏名	八戸 太郎	性別	男
生年月日	昭和 ○年 ○月 ○日		
資格取得年月日	平成 ○年 ○月 ○日		
発効期日	平成 ○年 ○月 ○日		
交付年月日	令和 ○年 ○月 ○日		
一部負担金の割合	○割		
保険者番号	39022033		
保険者名	青森県後期高齢者医療広域連合		

見本